

新しい特別養護老人ホーム入所申込書の取り扱いについて

秋葉区内の特別養護老人ホームの入所申込書を統一し、活用方法を以下のとおりとする。

1. 適用開始日

令和7年12月1日（月）

2. 周知方法

新津地域医療・福祉連携運営委員会などを通して周知する。

3. 活用方法

- (1) 各施設の入所申込書の受付は、コピーを可能とする。利用者家族から、入所申込書を持参された場合は、申込施設でコピーをとり、家族に原本を返却する。複数の申込みがある場合は、持参した希望施設で申込書のコピーを行うが、他施設の入所申込書を印刷する必要はない。
- (2) 介護支援専門員が入所申込書を持参する場合は、持参した希望施設でコピーをとる。または、事前に自事業所で入所申込書コピーして持参しても良い。
- (3) 医療機関からの特養の入所申込は、FAXの対応も可能であるが、入所申込書の授受の確認のため電話連絡を入れることとする。